

高松市監査委員告示第 30 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成 29 年 11 月 30 日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

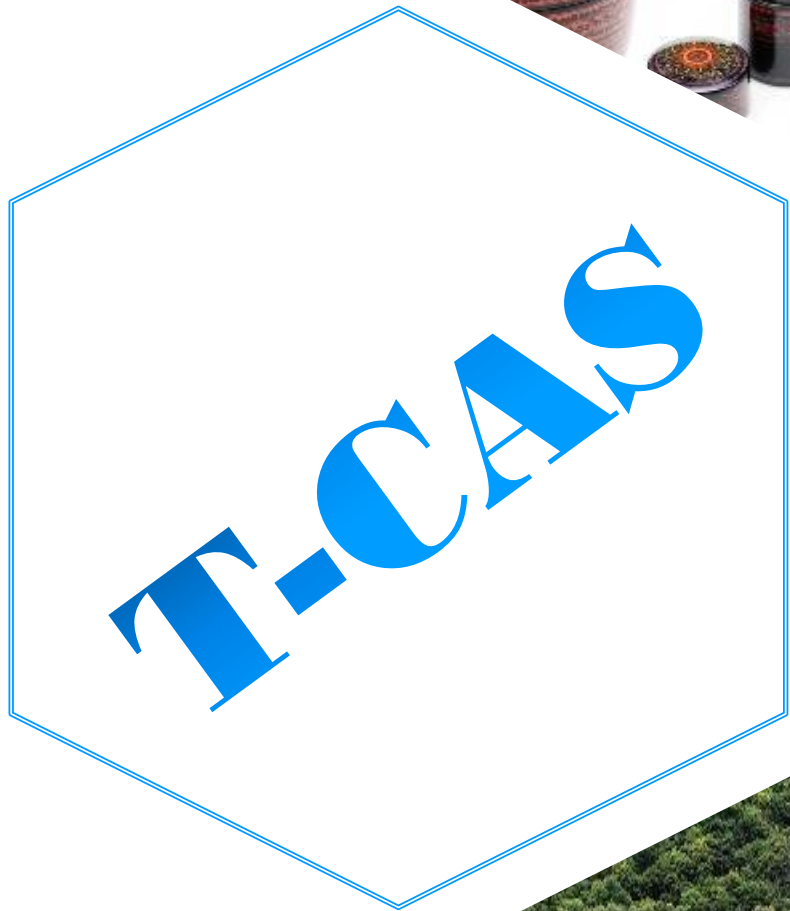
▶ 監査結果報告書

(定期監査・行政監査)

(平成29年11月30日)

＜監査対象局＞

創造都市推進局



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



平成29年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査対象局及び所属別監査結果

創造都市推進局

	所管課等	指摘	意見	合計
1	創造都市推進局		3	3
2	産業振興課		1	1
3	産業振興課 (立地・創業・イノベーション支援室)			
4	農林水産課	1	4	5
5	土地改良課		2	2
6	土地改良課 (地籍調査室)			
7	競輪場事業課		1	1
8	市場業務課	2		2
9	市場業務課 (施設整備室)			
10	観光交流課	1	1	2
11	観光交流課 (都市交流室)			
12	文化芸術振興課	1		1
13	文化財課		1	1
14	スポーツ振興課			
15	美術館美術課	1	1	2
	合計	6	14	20

【指摘】

法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

2 監査実施期間

平成29年8月28日から平成29年11月6日まで

3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

4 監査対象となる事務の執行年度

平成28年度及び平成29年度

5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

また、「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「行財政改革計画等の検証」及び「市民目線に立つ行政監査」について、テーマを選定し、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

7 事情聴取（平成29年11月6日実施）の状況



監査委員による創造都市推進局への事情聴取

平成29年度定期監査及び行政監査結果一覧（創造都市推進局）

H29.11.30

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	所管課等
1	意見【重点】	行財政改革計画の進行管理について	P7	創造都市推進局
2	意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について	P9	
3	意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について	P10	
4	意見【重点】	盆栽振興に係る補助金等の総合的な見直しについて	P12	農林水産課
5	意見【重点】	高松盆栽振興事業費補助金に係る補助対象経費の見直しについて	P13	
6	意見	石材加工産業廃棄物対策事業の総合的な見直しについて	P14	産業振興課
7	意見	郷東海浜公園グラウンドにおける管理体制の適正化について	P15	農林水産課
8	意見	栽培漁業推進に係る制度の見直しについて	P16	
9	指摘	農業後継者対策事業の総合的な見直しについて	P17	
10	意見	一宮新池農村公園グラウンドに係る使用許可について	P18	土地改良課
11	意見	一宮新池農村公園（調整池）に係る管理マニュアルの作成について	P19	
12	意見	売店貸付料の管理・回収について	P20	競輪場事業課
13	指摘	発注簿に係る事務処理について	P21	市場業務課
14	指摘	会議室の使用料について	P22	
15	指摘	支払期日について	P23	観光交流課
16	意見	「高松旅ネット」における観光情報発信について	P24	
17	指摘	支払期日について	P25	文化芸術振興課
18	意見	休日・時間外勤務について	P26	文化財課
19	指摘	消耗品の直接購入に係る事務処理について	P27	美術館美術課
20	意見	特別展ポスター掲示広告業務委託における事業者選定について	P28	

- ※ 指摘 …… 法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。
 ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。
 ※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

（1）行財政改革計画等の検証

第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートして、早2年目を迎えることから、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）に対して、どのような進捗管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施する。

また、上記以外の計画等に登載された事務事業についても、その実績や効果を検証する。

（2）市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

平成29年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku29.pdf>

行財政改革計画の検証

1 テーマ及び監査のポイント

平成28年度から、第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートしているが、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）が、適切に進行管理されていたかについて監査した。

なお、監査対象は、創造都市推進局である。

2 監査の方法

平成28年度の進行管理の状況について、人事課行政改革推進室発行の「第7次高松市行財政改革計画平成28年度実績報告書」その他関係資料で確認した。

3 監査結果

第7次高松市行財政改革計画に登載している14実施項目（創造都市推進局所管分）

実施項目	所管課	平成28年度実績
(1) 競輪事業の効率的運営	競輪場事業課	◎
(2) 研修施設等の在り方検討及び維持管理の適正化	農林水産課	○
(3) 観光施設の在り方	観光交流課	○
(4) スポーツ施設の在り方	スポーツ振興課	△
(5) 農業団体育成事業の見直し	農林水産課	○
(6) 観光イベントに対する補助金の見直し	観光交流課	○
(7) （公財）高松市国際交流協会の運営自立化の促進	観光交流課（都市交流室）	○
(8) 「音の祭り事業」の実施方法の見直し	文化芸術振興課	△
(9) 小学校体育施設の開放事業に係る受益者負担制度の導入	スポーツ振興課	△
(10) サンドヒルかほく市高松グラウンド・ゴルフ大会補助金の見直し	スポーツ振興課	○
(11) 収蔵品情報管理システムの再構築	文化財課	○
(12) 高松市美術館の利用率等の向上	美術館美術課	△
(13) 機能喪失資産の有効活用	土地改良課	○
(14) 歴史資料館管理運営事業（ほか関連4事業）	文化財課	—

◎：実施工程（目標値）を大幅に上回っているもの

○：実施工程を達成しているもの

△：実施工程を達成できていないもの

×：計画に取り組んでいないもの

—：平成29年度から新たに計画に追加したため、実績がないもの

4 平成28年度の実施工程（目標値）を大幅に上回り、着実に成果を上げている実施項目

「競輪事業の効率的運営」については、平成28年度実績が実施工程を大幅に上回り、定年・中途退職者の不補充及び全従業員を対象とした雇用調整を行い、経費の削減に努めるなど、着実に成果を上げていることが認められた。

実施項目	平成28年度 実施工程（目標値）	平成28年度 実績
競輪事業の効率的運営	▲ 3,491千円	▲ 12,927千円



高松競輪場における無人化による経費削減

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等	創造都市推進局	区 分	意 見 【重 点】
意 見 の 項 目	行財政改革計画の進行管理について		
意見を付す理由	第7次高松市行財政改革計画に登載している「スポーツ施設の在り方」、「『音の祭り事業』の実施方法の見直し」、「小学校体育施設の開放事業に係る受益者負担制度の導入」及び「高松市美術館の利用率等の向上」の4実施項目について、実施工程（目標値）の遅れが認められた。		

意 見	平成28年度において十分な成果を得られていない実施項目については、計画期間内において期待される効果を達成できるよう、平成29年度においては、実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。 なお、事情聴取の結果、「『音の祭り事業』の実施方法の見直し」及び「高松市美術館の利用率等の向上」については、平成29年度は、改善に向けた取組により一定の成果が得られており、取組を継続されたい。
-----	--

実 績	実施項目	平成28年度 実施工程（目標値）	平成28年度 実績
	スポーツ施設の在り方	公共施設再編整備計画に基づく再編・整備	調査・検討
	「音の祭り事業」の実施方法の見直し	高松国分寺ホール指定管理者への委託について、調査・検討	調査・検討
	小学校体育施設の開放事業に係る受益者負担制度の導入	受益者負担制度の導入を検討	調査・検討
	高松市美術館の利用率等の向上	156,500人	147,026人

高松市の団体育成・運営支援型補助金等について

1 テーマ及び監査のポイント

補助金等の支出に当たっては、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されるとおり、何より公益性が求められる。一方、補助の長期化は、既得権益化を助長し公益性を損なうことになるため、不断の見直しが必要である。

本市の補助金等は、性質により、「団体育成・運営支援型補助金等」、「イベント開催補助金等」、「事業支援型補助金等」、「負担軽減型補助金等」、「法令、協定等により負担割合等が定まっている補助金等」、「本来、市が行うべき事業に対する補助金等」の6つに大きく分類される。

監査委員は、この内、補助基準が不明確で、補助が常態化しやすい団体育成・運営支援型補助金等に関し、「高松市の団体育成・運営支援型補助金等について」をテーマとして、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、創造都市推進局である。

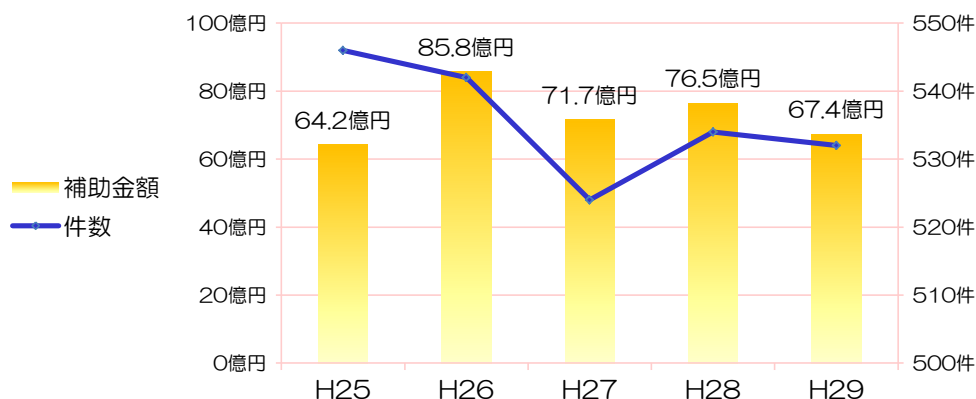
2 監査の方法

- (1) 現地調査
補助事業者に出向き、補助金等の執行状況を中心に、聞き取り調査を行った。
- (2) 書類確認
創造都市推進局各課が起案した決裁等を確認し、補助金等の内容及び過去5年間の執行状況を調査した。
- (3) 市議会での質問と市長等の答弁内容の確認

3 本市における補助金等の特色

近年、本市における補助金等の交付件数及び補助金額は概ね減少傾向にあり、平成29年度当初予算では、532件、約67.4億円の補助金等が、各種団体等に交付されている。

また、平成16年9月に「高松市補助金等交付システム見直し基準」を、平成22年10月に「高松市補助金等の見直し方針」を策定し、毎年度の予算編成時等に補助金等の見直しを実施しているところである。



行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等	創造都市推進局	区 分	意 見 【重 点】
意 見 の 項 目	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について		
意見を付す理由	団体育成・運営支援型補助金等について調査したところ、3年以上補助金額の減額等の措置が講じられていないものが38件確認でき、うち34件は10年以上補助が継続するなど、事業の廃止又は事業支援型補助金等への早急な移行が求められる状況である。		
意 見	補助の廃止又は事業支援型補助金等への移行を前提として、補助対象経費の見直し期限等を設定したロードマップを策定するなど、団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理方策を検討されたい。		
根 拠 法 令 ・ 通 知 等	高松市補助金等の見直し方針5－（1）		
内 容	団体育成・運営支援型補助金等（団体の育成、存続を目的として、団体運営経費の全部又は一部を補助するもの）については、自立が見込まれない、又は事業効果が上がらないものについては廃止する。 なお、廃止しない場合は、補助対象経費を見直し、減額するとともに、3年以内に「事業支援型補助金等」へ移行する。		

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第30号

告 示 日

平成29年11月30日

所 管 課 等

創造都市推進局

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について

意見を付す理由

団体育成・運営支援型補助金等の補助事業者からの実績報告書類を確認したところ、実績報告時に補助金額を上回る預金や繰越金等が発生している状況で、補助金の交付を行っている事例が、20件確認できた。
また、高松市補助金等交付規則では、交付申請時及び実績報告時において、財産目録等資産が分かる書類の提出は任意とされているため、財務状況のチェックが十分に行えていない状況が見受けられる。
加えて、事情聴取の結果、補助金交付に際し、保有財産の許容範囲が明確に定められていないことが明らかになった。

意 見

補助事業者に対し、交付申請時及び実績報告時に財産目録等資産が分かる書類の提出を義務付けるとともに、補助事業者の財務状況を踏まえた補助金額の算定を行うなど、団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築を検討されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市補助金等の見直し方針2－（3）

内 容

補助金等の見直しに当たっては、事業の公益性・必要性、効果性、適格性、及び妥当性の4つの視点に留意し、検証を行うものとする。
（3） 適格性
ア 交付先団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。
イ 補助金等の額が、その団体等の繰越金額及び活動費と比べて適正であること。

高松市の盆栽振興について

1 テーマ及び監査のポイント

約200年前から、高松市鬼無町及び国分寺町で生産される松盆栽は、全国の生産量の約8割を占めており、本市の伝統的な農産物である。

盆栽の出荷数量は、長期間にわたる価格の低迷や生産者の高齢化に伴う離農等により、減少傾向にある。一方、海外での需要は高まりを見せており、台湾を始め、アメリカやEU諸国に輸出している。

監査委員は、国内外の観光客誘致にも寄与する盆栽振興施策の運用について、「高松市の盆栽振興について」をテーマとして、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、創造都市推進局 農林水産課である。

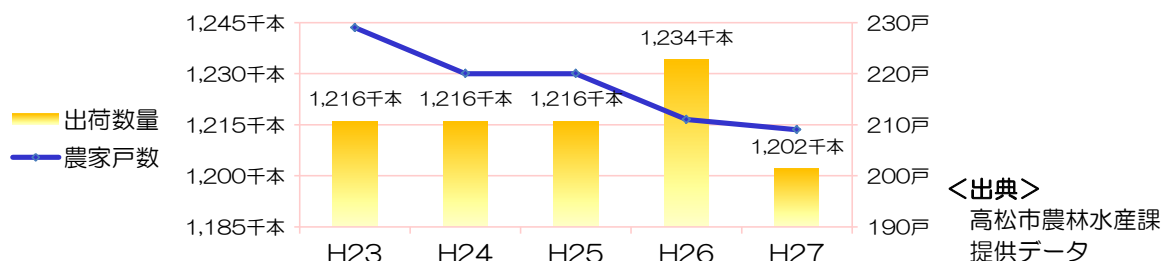
2 監査の方法

- (1) 現地調査
盆栽振興団体に出向き、補助事業の実施状況を中心に、聞き取り調査を行った。
- (2) 書類確認
農林水産課その他関係各課が起案した決裁等を確認し、事業内容の重複の有無を調査した。
- (3) 市議会での質問と市長等の答弁内容の確認
- (4) 他都市の取組状況調査

3 本市における盆栽振興の特色

高松市では、盆栽産地の創造性豊かで持続可能な発展に向け、「『高松盆栽の郷』基本構想」を策定し、世界に誇れる産地のブランド化に取り組んでいる。

(1) 盆栽の出荷数量等の推移



(2) 盆栽のPR活動状況

- ア 本市内での開催
 - ASPACアジア太平洋盆栽水石大会
 - 高松盆栽大会2014
 - きなし盆栽植木まつり
 - グリーンフェスタ国分寺
- イ 市外イベントへの出展
 - 第8回世界盆栽大会inさいたま



ASPACアジア太平洋盆栽水石大会

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第30号

告 示 日

平成29年11月30日

所 管 課 等

農林水産課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

盆栽振興に係る補助金等の総合的な見直しについて

意見を付す理由

盆栽生産者数は年々減少し現在は200戸程度であるが、8つの団体に対し盆栽振興に係る補助金等を交付しており、特にイベント（きなし盆栽植木まつり、グリーンフェスタ国分寺など）において、事業内容の重複が見受けられる。
また、盆栽振興に係る補助金等の補助事業者の構成員を調査したところ、構成員の重複が確認され、香川県盆栽生産振興協議会及び高松盆栽輸出振興会の構成員で、全ての団体をカバーしていると推認できる。

意 見

現行の8団体への補助金等を、香川県盆栽生産振興協議会及び高松盆栽輸出振興会に対する補助金等に集約するなど、盆栽振興に係る補助金等の総合的な見直しを検討されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市補助金等の見直し方針2－（4）

内 容

補助金等の見直しに当たっては、事業の公益性・必要性、効果性、適格性、及び妥当性の4つの視点に留意し、検証を行うものとする。

（4） 妥当性

ア 補助対象経費の範囲は妥当であること。

イ 類似の事業や補助目的を同一にするものが他にないこと。



盆栽生産の様子

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第30号

告 示 日

平成29年11月30日

所 管 課 等

農林水産課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

高松盆栽振興事業費補助金に係る補助対象経費の見直しについて

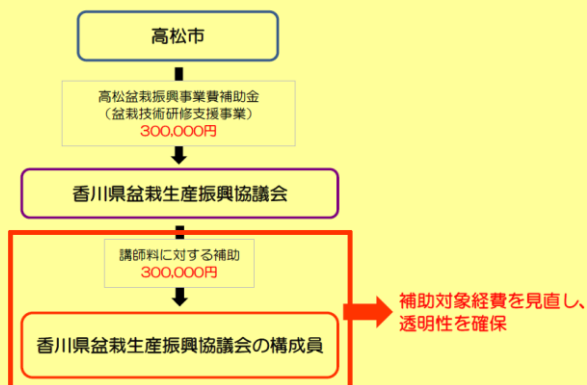
意見を付す理由

高松盆栽振興事業費補助金は、香川県盆栽生産振興協議会が行う、国内外から研修生を受け入れた盆栽生産者に補助金を交付する間接補助事業に対し、補助するものである。
しかし、その運用状況を確認したところ、香川県盆栽生産振興協議会の構成員に対し、講師料を支払っており、不透明な補助内容となっている。

意 見

香川県盆栽生産振興協議会に対し、第三者に対する補助等、透明性のある補助対象経費への見直しを働きかけるなど、高松盆栽振興事業費補助金に係る補助対象経費の見直しを検討されたい。

高松盆栽振興事業の概要図



定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等 （ 関 係 課 ）	産業振興課 （河港課）	区 分	意 見
意 見 の 項 目	石材加工産業廃棄物対策事業の総合的な見直しについて		
意見を付す理由	石材加工産業廃棄物対策事業補助金は、協同組合庵治石振興会に対し、破碎済石材の保管に使用する市有地（庵治港野積場）の賃借料相当額を補助するものである。 しかし、本市は、同年度に市有地使用料として、交付した補助金とほぼ同額を収納しており、補助金自体が本市に還流している状況が見受けられる。		

意 見	関係課と協議の上、市有地使用料の減免を行うとともに、補助金の減額又は廃止を行うなど、石材加工産業廃棄物対策事業の総合的な見直しを検討されたい。 石材加工産業廃棄物対策事業の概要図 <pre> graph TD A[高松市] -- "石材加工産業廃棄物対策事業補助金 1,800,000円" --> B[協同組合庵治石振興会] B -- "市有地使用料の納付 1,849,832円" --> A A -- "市有地使用料の減免 補助金の減額・廃止" --> C[] </pre>
-----	--

根 拠 法 令 ・ 通 知 等 ①	高松市港湾管理条例第9条第5項
内 容 ①	市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料又は使用料を減額し、又は免除することができる。
根 拠 法 令 ・ 通 知 等 ②	高松市港湾管理条例施行規則第16条第5項
内 容 ②	条例第9条第5項の規定により占用料等を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等 （ 関 係 課 ）	農林水産課 （公園緑地課）	区 分	意 見
意 見 の 項 目	郷東海浜公園グラウンドにおける管理体制の適正化について		
意見を付す理由	郷東海浜公園グラウンドは公園緑地課所管の施設であり、使用許可、行政財産目的外使用許可及び管理経費の支払いなどは、公園緑地課の権限で行う必要がある。 しかし、農林水産課が毎年度、公園緑地課からの行政財産の使用許可承認を得て、使用許可、行政財産目的外使用許可及び管理経費の支払いなど、実質的な管理を行っており、責任の所在が不明確である。 また、当該施設は、食肉センター建設時に公園予定地として計画されたものであるが、現在、公園整備の具体的な予定はない状況である。		
意 見	関係課と協議の上、当該施設の所管替えを行うなど、郷東海浜公園グラウンドにおける管理体制の適正化を検討されたい。		



郷東海浜公園グラウンド

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第30号

告 示 日

平成29年11月30日

所 管 課 等

農林水産課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

栽培漁業推進に係る制度の見直しについて

意見を付す理由

栽培漁業推進事業は、稚魚を放流し水産資源の増加を図るもので、受益者は漁業者である。
 そうした中、業務委託、負担金又は補助金の3つの制度で運用されており、次の状況が見受けられる。
 (1) 栽培漁業推進業務委託について、本市の直営事業として行っており、漁業者の主体的な取組となっていない。
 (2) 栽培漁業事業負担金について、香川県東部漁業協同組合連合会の構成員は各漁業協同組合だが、本市は負担金として支出している。

＊「業務委託」とは
 本来、市が、自ら行うべき事務事業を、特定の者に委託して行わせること。

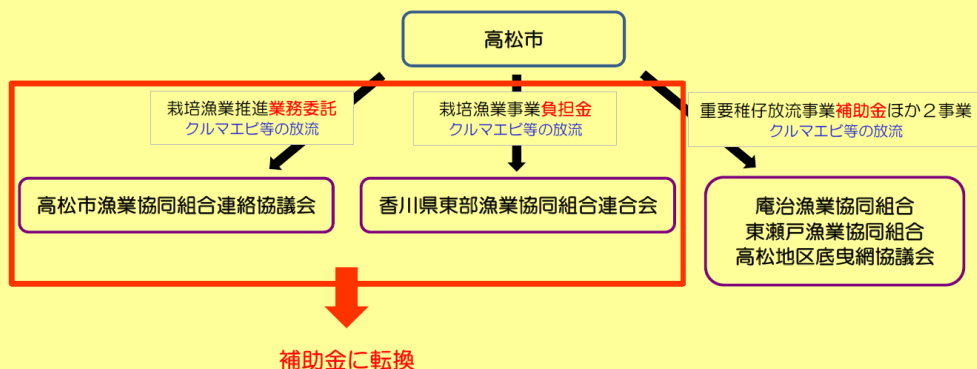
＊「負担金」とは
 市が、法令、契約等に基づいて国、他の地方公共団体等との特定事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し、支出するもの。

＊「補助金」とは
 市が、特定の事業、活動を助長・奨励するために公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するもの。

意 見

業務委託又は負担金から補助金に統一化するとともに、受益者負担を求め漁業者の主体的な活動を支援する仕組みに転換するなど、栽培漁業推進に係る制度の見直しを検討されたい。

栽培漁業推進事業の概要図



定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第30号

告 示 日

平成29年11月30日

所 管 課 等

農林水産課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

農業後継者対策事業の総合的な見直しについて

指 摘 する 理 由

農業後継者対策事業は、農業後継者クラブに対し交付する「農業後継者クラブ育成事業補助金」と、農業後継者クラブ育成事業補助金の補助事業者で構成する高松市農業青年クラブ連絡協議会に対し交付する「農業青年クラブ育成事業補助金」により、運用されている。

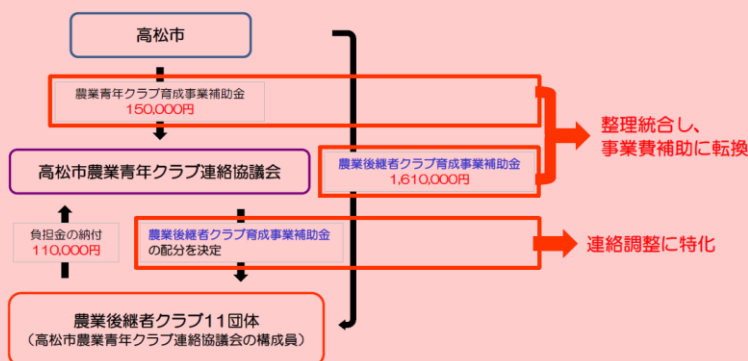
そうした中、次の状況が見受けられる。

- (1) 農業後継者クラブ育成事業補助金について、本来、補助金額の決定は本市が主体的に検討し実施すべきところ、高松市農業青年クラブ連絡協議会が当該補助金額の決定を実質的に行っている。
- (2) 高松市農業青年クラブ連絡協議会は、農業後継者クラブ育成事業補助金の補助事業者から負担金を徴収しており、事実上、補助金の重複受給となっている。
- (3) 高松市農業青年クラブ連絡協議会の目的は、構成員間の情報交換の場を提供することであるが、既に構成員間で合同の視察研修等が実施されており、補助金の効果に疑問がある。

指 摘

農業青年クラブ育成事業補助金及び農業後継者クラブ育成事業補助金を整理統合するとともに、事業費補助に転換するなど、農業後継者対策事業の総合的な見直しを図られたい。

農業後継者対策事業の概要図



根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市補助金等交付規則第4条

内 容

市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付の適否を決定するものとする。

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等	土地改良課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	一宮新池農村公園グラウンドに係る使用許可について		
意見を付す理由	一宮新池農村公園グラウンドの使用許可権限については、本来、市が有すべきところ、外形的には、同公園グラウンドの管理受託者に権限移譲されているように見受けられる。		

意 見	一宮新池農村公園グラウンドの使用許可手続については、グラウンドの管理受託者が、事前に、実際の使用者から使用許可申請書を預かり、これを市に提出するとともに、市は、管理受託者ではなく、実際の使用者に対して使用許可を行うように改めるなど、適正に事務処理されたい。
-----	--



一宮新池農村公園グラウンド

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等	土地改良課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	一宮新池農村公園（調整池）に係る管理マニュアルの作成について		
意見を付す理由	一宮新池農村公園は、ため池台帳に登録（登録名は「新池」）されているものの、同公園及び同公園グラウンドは、自然空間が味わえる公園、野球やサッカー等を行うことができるグラウンド、緊急時のヘリコプター発着場、緊急避難場所であるとともに、洪水時の調整池としても活用されることが想定されている。 しかし、調整池の機能を活用するための管理方法を定めたマニュアルは作成されていない。		

意 見	貯水実績のない調整池は、危機管理意識が希薄になることから、事故が発生しないよう、機能維持のための平常時の対応や、洪水発生時の緊急対応、事後対応などをまとめた管理マニュアルを作成されたい。
-----	--



一宮新池農村公園

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等	競輪場事業課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	売店貸付料の管理・回収について		
意見を付す理由	高松競輪場で事業を営む事業者に対する売店貸付料について、収入未済として翌年度に繰越している状況が続いており、未納額が増加している状況である。		
意 見	現年度分の売店貸付料は確実に徴収するとともに、過年度分の売店貸付料については、債務者と協議の上、分割納付による債権回収計画を作成するなど、適切な債権管理を実施されたい。		

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.13

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等	市場業務課	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	発注簿に係る事務処理について		
指 摘 する 理 由	発注簿に係る事務処理については、平成27年度の定期監査にて、適切な事務処理体制の構築に努められるよう意見を付したところ、課内研修を行い周知徹底を図ったとの措置がなされているにもかかわらず、改善が見られない。		
指 摘	発注簿等財務処理要領等の遵守について再度周知徹底するとともに、発注簿に係る事務処理について、課内のチェック体制を改めるなどの対策を講じ、適切な事務処理をされたい。		

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.14

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等	市場業務課	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	会議室の使用料について		
指 摘 する 理 由	市場の会議室の使用料について定めている、高松市中央卸売市場業務条例と同施行規則において、使用料徴収の運用に齟齬が見られ、使用料が明確にされていない。		

指 摘	高松市中央卸売市場業務条例と同施行規則の内容を見直し、会議室の使用料についての規定を明確にされたい。
-----	--

根拠法令・ 通知等 ①	高松市中央卸売市場業務条例第69条第1項・別表第4		
内 容 ①	市場施設の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）は、別表第4に規定する金額の範囲内で、市長が定める。		
	種別	使用料	摘要
	会議室使用料	1回につき 1, 347円	
根拠法令・ 通知等 ②	高松市中央卸売市場業務条例施行規則第62条・別表第2		
内 容 ②	条例第69条第1項の規定による使用料は、別表第2のとおりとする。		
	種別	使用料	摘要
	会議室使用料	1回（2時間）につき 1, 347円	超過時間1時間につき 1割増、夜間使用の場合 は2割増

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.15

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等	観光交流課	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	支払期日について		
指 摘 する 理 由	高松市奥の湯温泉及び高松市塩江奥の湯公園指定管理委託料の支払期日について、業務委託契約書内において第2期分の支払期日は平成28年7月末日と規定しているが、同年8月5日に支払いが行われている。		
指 摘	支払については、契約書に定められた支払期日を過ぎることのないよう、審査体制を強化し、適切に事務処理されたい。		
根 拠 法 令 ・ 通 知 等	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第3条		
内 容	政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。		

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.16

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等	観光交流課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	「高松旅ネット」における観光情報発信について		
意見を付す理由	「高松旅ネット」において、リンク切れや、関係のないサイトにアクセスしてしまう等の状況が多数見受けられる。		

意 見	「高松旅ネット」において、提供されている情報の運用管理に当たっては、チェックシートを活用するなど、本市の観光情報発信事業が適正に行われるよう、定期的にチェックを行う体制を構築されたい。
-----	--

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.17

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第30号

告 示 日

平成29年11月30日

所 管 課 等

文化芸術振興課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

支払期日について

指 摘 する 理 由

瀬戸内国際芸術祭屋島山上作品制作委託料の支払期日について、業務委託契約書内において「委託者は、受託者から適法な請求書を受理したときは、その日から20日以内に支払うものとする」と規定しているが、適法な請求書を受理してから支払日まで23日経過している。

指 摘

支払については、契約書に定められた支払期日を過ぎることのないよう、審査体制を強化し、適切に事務処理されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第3条

内 容

政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.18

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第30号

告 示 日

平成29年11月30日

所 管 課 等

文化財課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

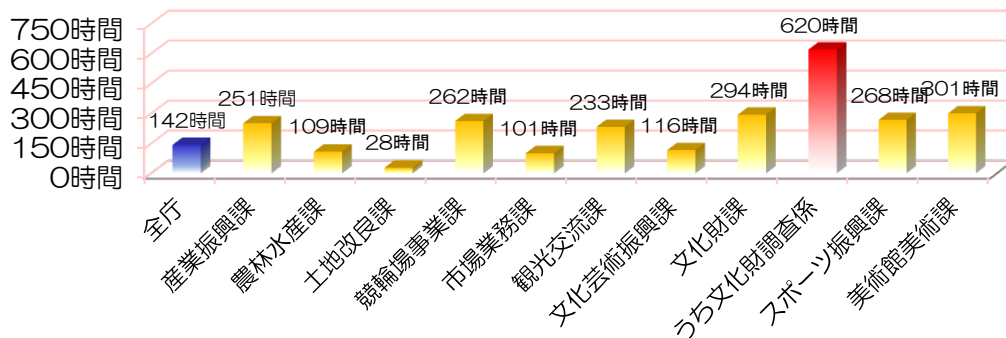
休日・時間外勤務について

意見を付す理由

文化財調査係において、平成28年度の職員の休日・時間外勤務が突出して多くなっており、健康管理やワークライフバランスの観点からも問題がある。
平成29年度においては、十分な発掘調査期間の確保や、一定期間に発掘調査等が集中しないよう実施時期を調整するなど業務量の平準化に努めるなど対応し、今年度上半期の休日・時間外勤務は、前年度と比較して約50パーセントに縮減するなど、努力は見られるが、今年度にその縮減量を達成してもなお、文化財課の休日・時間外勤務時間が上位であり、更なる縮減が求められている。

平成28年度休日・時間外勤務実績（年間1人当たり）

出典：高松市人事課提供データ



意 見

関係課と連携を図り、人員の確保、また可能であれば外部委託を併用し、なお一層の休日・時間外勤務を縮減する方策について検討されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

職員の時間外勤務等の取扱要領第4

内 容

災害その他特別の事情又は事務の特殊性により1月について45時間、1年について360時間を超える時間外勤務等を命令する必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得ること。

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.19

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等	美術館美術課	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	消耗品の直接購入に係る事務処理について		
指 摘 する 理 由	消耗品（リサイクルトナー）の購入に係る事務処理について、単価契約によるべきところ、発注簿による直接購入が行われている。		

指 摘	消耗品の購入に係る事務処理について、単価契約がなされているにもかかわらず、発注簿による直接購入処理を行っているものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。
-----	---

根 拠 法 令 ・ 通 知 等	高松市契約事務処理要綱第2条第3項第3号
内 容	3 この要綱において「契約担当課」とは、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める要件に該当するものについては財政局契約監理課（市立の小学校又は中学校（これらに係る給食調理場を含む。）において使用する物品に係るものは別に定める分掌により教育委員会総務課、学校教育課又は保健体育課と、高松第一高等学校において使用する物品に係るものは同校とし、以下「契約課」という。）とし、その他の契約については当該契約に係る予算を所管する課とする。 （3） 物品の購入契約 次に掲げるものの購入（第10条第2項において「直接購入」という。）以外のものに係るもの及び契約課において行うこととしている単価契約（以下「契約課単価契約」という。） ア 予定価格が5万円以下の物品（契約課単価契約がなされている消耗品と同種のものを除く。） イ 契約課単価契約がなされている消耗品と同種のもの（予定価格が5万円以下、かつ、契約課単価契約がなされている消耗品につき事務上又は業務上の支障がある場合に限る。） ウ～カ（略） キ 契約課単価契約がなされたもの

定期監査・行政監査結果（創造都市推進局）

結果No.

No.20

監査実施年度／対象局等

平成29年度／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
所 管 課 等	美術館美術課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	特別展ポスター掲示広告業務委託における事業者選定について		
意見を付す理由	高松市美術館で開催されている特別展のポスター掲示広告業務委託においては、毎回、同じ3事業者から見積徴取を行うなど、事業者選定に問題がある。		
意 見	競争見積りににおける事業者選定については、一部・特定の事業者 に偏重することなく、適格事業者から公正に指名されたい。		